

# 直販施設基本情報

## くにかみなとしくどう ○国頭港食堂

営業時間：ランチ11:30~14:00 デイナー17:30~20:00  
日曜祝祭日11:00~14:00【定休日：月曜日】  
場 所：国頭浜漁港  
住 所：沖縄県国頭郡国頭村字浜477-1  
連絡先：0980-50-1660



## なごぎょこうすいせんぶつちよくはんじよ ○名護漁港水産物直販所

営業時間：11:00~15:30 (L.O.15:00)  
【定休日：正月・旧盆】  
場 所：名護漁港  
住 所：沖縄県名護市城3-5-16  
連絡先：0980-43-0175



## よみだんそんぽよぎょこうすいせんぶつちよくはんじよ ○読谷村漁業協同組合 海人食堂

営業時間：直売所9:00~18:00 食堂11:00~16:00 (L.O.15:00)  
場 所：都屋漁港  
住 所：沖縄県中頭郡読谷村字都屋33  
連絡先：098-957-0225



## とまり ○泊いゆまち

営業時間：7:00~17:00【年中無休】  
場 所：泊漁港  
住 所：沖縄県那覇市港町1-1-18  
連絡先：098-868-1096



## いとまんぎょこうすいせんぶつちよくはんじよ ○糸満漁業協同組合「お魚センター」

営業時間：9:00~18:00  
【定休日：年末年始  
(月曜日休みの店舗あり)】  
場 所：糸満漁港  
住 所：沖縄県糸満市西崎町4-19  
連絡先：098-992-2803



## みなみはらぎょこうすいせんぶつちよくはんじよ ○南原漁業協同組合 南原鮮魚直売店

営業時間：9:00~17:00  
場 所：南原漁港  
住 所：沖縄県うるま市勝連南風原1503-1  
連絡先：098-978-1717



## あひせ ○泡瀬バヤオ

営業時間：10:30~18:00(4~9月)  
10:30~17:30(10~3月)  
【定休日：正月など】  
場 所：泡瀬漁港  
住 所：沖縄県沖縄市泡瀬1-11-34  
連絡先：098-938-5811



## おうじまたいけんこうりゅうしせつ ○奥武島体験交流施設(いまいゆ市場)

営業時間：9:00~18:00【年中無休】  
場 所：奥武漁港  
住 所：沖縄県南城市玉城奥武19-9  
連絡先：098-948-7632 (指定管理者：奥武島漁業組合)



直販施設位置	
高速道路	
国道	
主要地方道	
一般県道	
沖縄都市モノレール	





# 直販施設基本情報



○伊是名漁業協同組合 いぜな漁協直売所  
 営業時間：9:00~17:00  
 【定休日：日曜日・1月1日~3日】  
 場 所：伊是名漁港  
 住 所：沖縄県島尻郡伊是名村字伊是名643-2  
 連絡先：0980-45-2217



○久米島漁業協同組合直売鮮魚店 くみマルシェ  
 営業時間：11:00~19:00  
 【定休日：日曜日・月曜日】  
 場 所：仲里漁港  
 住 所：沖縄県島尻郡久米島町字宇根360  
 連絡先：098-985-5281



○座間味漁業協同組合 座間味直売所  
 営業時間：8:30~17:30【不定休】  
 場 所：座間味港  
 住 所：沖縄県島尻郡座間味村字座間味94  
 連絡先：098-987-2015



○座間味漁業協同組合 阿嘉島直売所  
 営業時間：8:30~14:00【不定休】  
 場 所：阿嘉漁港  
 住 所：沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉60-4  
 連絡先：098-987-2109



○伊良部漁業協同組合 お〜ばんまい食堂  
 営業時間：11:00~15:00 (L.O.14:30)  
 【定休日：火曜日】  
 場 所：佐良浜漁港  
 住 所：沖縄県宮古島市伊良部池間添50  
 連絡先：0980-79-7677



○船越漁港直売所・休憩所 舟越家食堂  
 営業時間：11:30~14:30  
 【定休日：月曜日・火曜日】  
 場 所：船越漁港  
 住 所：沖縄県石垣市伊原間  
 連絡先：080-5845-2868



○与那国漁業協同組合 漁協食堂  
 営業時間：11:30~13:30、18:00~20:00  
 【定休日：水曜日・日曜日】  
 場 所：久部良漁港  
 住 所：沖縄県八重山郡与那国町字与那国 4022  
 連絡先：090-1080-4792



直販施設位置	
国 道	
主要地方道	
一般県道	

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHF 416」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」国土地理院出版



## 放置禁止区域

### 第一種 辺士名漁港における

#### ① 放置等禁止区域指定 ② プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

辺士名漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

##### ■ ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

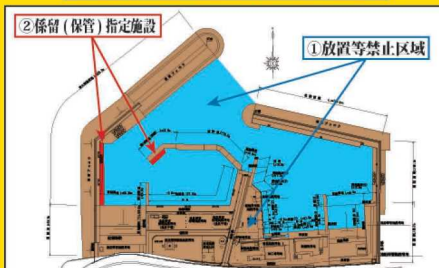
##### ■ ②について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、北部農林水産振興センター 農業水産整備課 農村漁港班へお問い合わせ下さい。TEL (0980-52-3381)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

##### 放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。  
なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事

## 放置禁止区域

### 第二種 平敷屋漁港における

#### ① 放置等禁止区域指定 ② プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

平敷屋漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

##### ■ ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

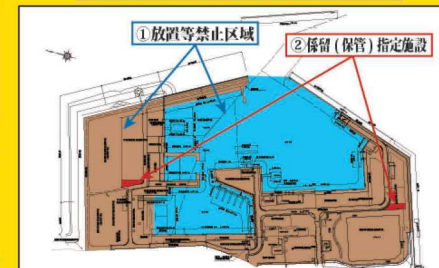
##### ■ ②について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、中部農林土木事務所 農村漁港班へお問い合わせ下さい。TEL (098-894-6525)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

##### 放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。  
なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事

### 第二種 名護漁港における

#### ① 放置等禁止区域指定 ② プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

名護漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

##### ■ ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

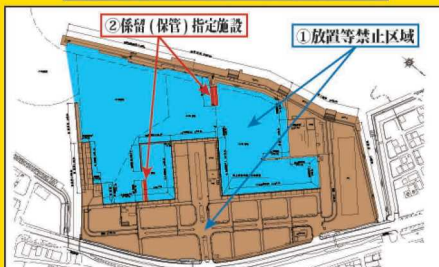
##### ■ ②について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、北部農林水産振興センター 農業水産整備課 農村漁港班へお問い合わせ下さい。TEL (0980-52-3381)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

##### 放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。  
なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事

### 第一種 泡瀬漁港における

#### ① 放置等禁止区域指定 ② プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

泡瀬漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

##### ■ ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

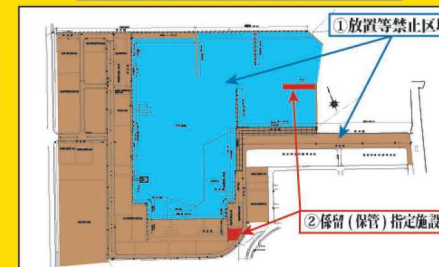
##### ■ ②について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、中部農林土木事務所 農村漁港班へお問い合わせ下さい。TEL (098-894-6525)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

##### 放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。  
なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事



## 放置禁止区域

# 第二種 泊漁港における 放置等禁止区域指定のお知らせ

泊漁港においては、次のとおり放置等禁止区域を指定しました。  
船舶を係留しようとする方は、甲種漁港施設使用届の提出が必要です。

- 漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

- 問い合わせ先

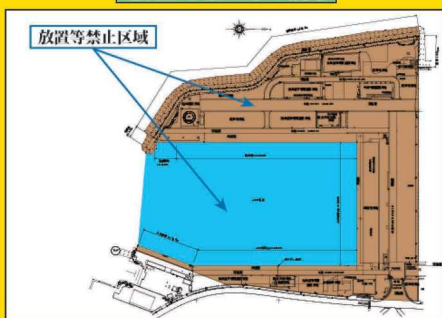
南部農林土木事務所 農村漁港班  
TEL (098-867-2892)

違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。

なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事

放置等禁止区域図



## 放置禁止区域

# 第二種 佐良浜漁港における ①放置等禁止区域指定 ②プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

佐良浜漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、係留指定施設にてプレジャーボート等を係留しようとする方は、施設管理者による許可が必要です。

- ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

- ②について

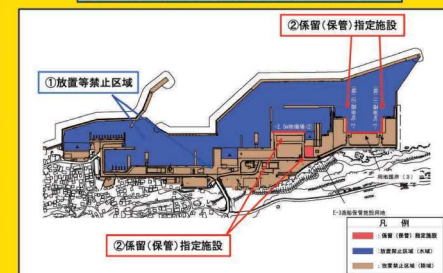
沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。ただし、荒天時には、-2.5m物揚場(2)は漁船の係留を優先するものとする。

なお、使用するには許可が必要です。宮古農林水産振興センター農林水産整備課 漁港水産班へお問い合わせ下さい。TEL(0980-72-2365)

また、許可申請窓口は伊良部漁業協同組合となります。TEL(0980-78-3119)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。  
なお、指定は令和4年4月1日から施行します。

沖縄県知事

## 第三種 糸満漁港における

# ①放置等禁止区域指定 ②、③プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

糸満漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、係留指定施設にてプレジャーボート等を係留しようとする方は、施設管理者による許可が必要です。

- ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

- ②、③について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

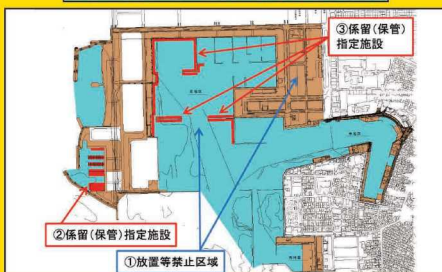
なお、使用するには許可が必要です。下記へお問い合わせください。

②の係留(保管)指定施設を使用する場合：糸満漁港ふれあい公園  
フィッシャーナ管理事務所 TEL (098-840-3459)

③の係留(保管)指定施設を使用する場合：南部農林土木事務所  
TEL (098-867-2892)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。

なお、指定は令和3年4月1日から施行します。

沖縄県知事

## 第二種 石垣漁港における

# ①放置等禁止区域指定 ②プレジャーボート等係留指定施設のお知らせ

石垣漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

- ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶（漁船・遊漁船・プレジャーボート等） 2 自動車、原動機付自転車、軽車両等 3 廃棄物（ゴミ、粗大ゴミ、廃油等）
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

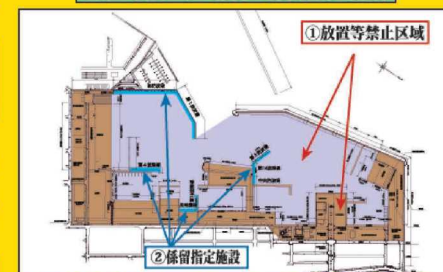
- ②について

沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班へお問い合わせ下さい。TEL (080-8360-6477)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。

施行日：平成29年4月1日

沖縄県知事

**沖縄の漁港漁場**

発行 令和5年3月

発行者 沖縄県農林水産部漁港漁場課

〒900-857 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 (098) 866-2305

FAX (098) 866-2996